介護福祉士修学資金 法人保証によるお手続きについて

1．貸付対象者
- 外国人留学生
- 外国籍県民
- 生活困窮世帯で個人の連帯保証人が立てられない者

2．対象となる法人
- 神奈川県内に福祉施設等（返還免除対象事業所・施設）が所在している法人
- 外国人留学生等の受入れを行っており、就労支援をしている法人 （①②のいずれか）
  ①バイト等で外国人留学生等と雇用契約を結んでいること
  ②雇用契約はないが就労支援をしていること（ただし、公益事業としての就労支援に限る）

3．申込要件
①申込時点において、神奈川県内で返還免除対象事業所・施設を継続して原則 5 年以上営んでいる
②決算書類等において活動実績の証明が可能であり、また決算書類等の提出が可能であること
③財務状況が健全で、保証能力を有していること
④過去（原則5年）において、下記ⅰ～ⅴに該当しないこと
ⅰ）営業の廃止又は解散をしている
ⅱ）破産、民事再生、特別清算の申立てをしている
ⅲ）財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けている
ⅳ）財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けている
ⅴ）営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けている
⑤理事会等で連帯保証人となることが承認されており、その旨を確認するための議事録等の提出が可能なこと
⑥外国人留学生等と法人との雇用契約書、または外国人留学生等との関係が明確になる証明書の提出が可能なこと

4．提出書類
上記３を確認するために①～⑩の書類をご提出ください。
①登記事項全部証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
②印鑑証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
③決算関係書類（5 年分）※法人単位のみ 附属明細は不要
④事業計画書（当該年度のもので、役員会で承認されているもの）
⑤税務申告書（法人税・地方税の記載のあるもの）
⑥法人税納税証明書（その３の３　法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明書）
⑦介護福祉士修学資金貸付の連帯保証人となることが承認されていることがわかる議事録等
⑧外国人留学生等と法人との雇用契約書など就労支援をしていることの確認ができる書類
⑨定款
⑩法人または事業所のパンフレット

【参考】提出書類③～⑤について

社会福祉法人・医療法人	株式会社など
③決算関係書類 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業活動計算書 ⑤税務申告書 社会福祉法人においては、税務申告をしている場合は提出すること	③決算関係書類 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュフロー計算書（上場企業は作成） ・株主資本等変動計算書 ④事業計画書を作成している場合は提出すること

※提出書類は原本または原本証明のあるものをご提出ください。（議事録等についても原本証明が必要となります。）
※複数人の申請者がいる場合でも、1 法人各 1 部をご提出ください。

5．経営状況に関する審査内容・基準

①～③を中心に、安定した経営状況であるかどうかを総合的に審査いたします。

① 5 年間の決算書において損失（赤字）なし

② 支払能力（短期安定性）

・流動比率＝流動資産÷流動負債×100% により短期的な支払能力を判断

③ 法人の資本力や経営の安全性

・自己資本比率（純資産の部の合計÷負債及び純資産の部の合計）により法人の安全性を判断

6．保証限度額について

①流動資産-流動負債の値の 20%とする。ただし、次の a、b のいずれかを上限とする。

a） 剰余金の 20%の範囲内で、貸付総額は 2,500 万円を上限とする。

b） 剰余金の 20%の範囲内で、連帯保証が可能な人数については 15 人を上限とする。

②一法人が毎年度ごと、法人保証での貸付申請を行う場合は、申請年度の都度、決算書等により、最新の保証限度額を算出し、その算出額からすでに貸付決定を受けている金額を差し引いた金額を、その年度の保証限度額といたします。

7．法人保証にあたっての留意事項

申請にあたっては、必ず「**介護福祉士修学資金貸付事業 法人保証による貸付申請にあたっての留意事項（様式 20-2）**」をご確認のうえ、申請書類と共にご提出ください。

※「介護福祉士修学資金貸付事業 法人保証による貸付申請にあたっての留意事項（様式 20-2）」については、かながわ福祉人材センターホームページ「介護福祉士・社会福祉士修学資金のご案内」にて事前に確認・印刷が可能です。

8．申請書類（様式）について

申請に必要な書類については養成施設より入手してください。事前に必要書類を確認したい場合は、かながわ福祉人材センターホームページ「介護福祉士・社会福祉士修学資金のご案内」の**「介護福祉士修学資金 法人保証による提出書類一覧表」**をご確認ください。

9．申請書類の提出について

・貸付申請については、養成施設を通してご提出いただきます。

10．財務状況等の確認について

養成施設卒業後は、返還が免除されるまでの期間（介護職等従事による返還猶予期間）は年に 1 度、決算書、税務申告書をご提出いただき財務状況等の確認をさせていただきます。

（2026.10）